

# 奈良県スポーツ推進計画



平成30年3月  
奈良県



## はじめに

奈良県では、県民一人ひとりが健康づくりに取り組み、生涯にわたり、『生き生きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県』を実現するために、県民の「だれもが、いつでも、どこでも運動・スポーツに親しめる環境づくり」を基本目標とし、平成25年3月に策定した『奈良県スポーツ推進計画』に基づき、スポーツの推進に関する施策を実施してきました。

その間、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定するとともに、スポーツ行政を総合的・一体的に推進するためのスポーツ庁が創設されるなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化し、スポーツに対する注目、関心もこれまでになく高まっています。

その一方で、ビジネスパーソンや子育て世代などのスポーツをする機会の減少や、運動する子どもとしない子どもの二極化、精神的ストレスの増大、生活習慣病に対する医療費の増大などが大きな課題となっています。

このことから、これまでの施策体系を踏襲しながらも、よりきめ細やかにスポーツを普及させる施策を実施するため、ライフステージだけでなく、ライフスタイルに応じたスポーツの推進を図ることや、スポーツへの関心が高まっているこの機を逃さず、スポーツによって地域の振興を図るという2つの視点から、計画の改定を行いました。

今後は、目標年度の平成34年度を目途に、市町村、学校、スポーツ関係団体、企業、地域など多様な主体と連携・協力し、県民全体で本県のスポーツの推進を図ってまいりたいと考えております。

県民の皆様におかれましては、この計画の趣旨をご理解いただき、本県のスポーツの推進に一層のご協力をお願いします。

最後に、本計画の改定にあたりまして、ご協力賜りました奈良県スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました県民の皆様、また、多くの関係者の皆様に対し、深く感謝申し上げます。



平成30年3月

奈良県知事 荒井正吾



# 目 次

<b>第 1 章 計画の改定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画改定の背景 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	3
3. 計画の期間 .....	3
4. 計画の推進体制 .....	3
<b>第 2 章 計画の理念と目標</b> .....	<b>4</b>
1. 基本理念 .....	4
2. 基本目標 .....	5
<b>第 3 章 スポーツ推進に向けた具体的な展開方向</b> .....	<b>7</b>
<b>I ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進</b> .....	<b>7</b>
1. だれもがスポーツに親しめる地域スポーツの推進 .....	7
2. 子どもを健やかに育むスポーツの推進 .....	14
3. 県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進 .....	18
4. スポーツ施設の整備・活用 .....	21
<b>II スポーツを通じた地域振興</b> .....	<b>24</b>
1. スポーツによる地域のにぎわいづくり .....	24
2. 東京オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツによる国際交流の促進 .....	27

# 第1章

## 計画の改定にあたって

### 1. 計画改定の背景

奈良県では、県民一人ひとりが健康づくりに取り組み、生涯にわたり、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」を目指し、スポーツの持つ様々な効果、価値を活用して、だれもが、いつでも、どこでも運動・スポーツに親しめる環境づくりに取り組んできました。

スポーツは、「する・観る・支える」ことを通して、楽しみや喜び、達成感や協調性を得ることができ、県民一人ひとりの生活をより充実したものにすることが期待されます。

また、スポーツは、フェアプレイの精神など人格の形成や生きがいづくりなど、心身両面にわたる健康の保持増進につながるほか、生活習慣病の予防などによる医療費等の削減効果も期待されます。さらに、全国や世界で活躍するアスリートの姿は、県民に大きな夢や感動、元気を与えてくれます。

本県は、豊かな自然や地勢等を有し、こうした地域の特性を活かしたスポーツツーリズムの推進は、来訪者の増加のほか、関連する産業の振興にも寄与し、地域の活性化や地域の連帯感の強化にもつながります。

このように、スポーツは、地域の活性化や県民が生涯にわたって健康で生き活きと暮らすうえで不可欠なものです。

これらを踏まえ、本県では、平成25年度に計画期間を10年間とする「奈良県スポーツ推進計画」（以下、「当初計画」といいます。）を策定しましたが、計画策定後5年が経過し、スポーツを取り巻く環境の変化や県の取組みの状況等を踏まえ、計画期間を平成30年度から平成34年度までとして計画を改定（以下、「本計画」といいます。）し、本県のスポーツ推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとします。

#### □ この計画における「スポーツ」とは…

本計画でいう「スポーツ」とは、競技として限界に挑戦するものだけでなく、自らの健康や仲間との交流など多様な目的で行うレクリエーションスポーツやウォーキング、散歩、体操など、幅広い身体活動が含まれます。

但し、具体的な施策の記述に当たっては、例えば、幼児期の運動・遊びや、高齢者の運動習慣の確立などにおいて、よりイメージしやすいよう「遊び」や「運動」といった言葉も用いています。

また、自らが身体を動かして行う「する」スポーツだけでなく、他者の競技等を観戦する「観る」スポーツのほか、指導者や審判、ボランティアスタッフ、スポーツチーム団体やチームの経営、企業によるスポーツイベントへの協賛など、自らの意思でスポーツを支援することを広く意味する「支える」スポーツも、広くスポーツ活動と捉えています。

## ○ スポーツを取り巻く環境

2019年にラグビーワールドカップ2019、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2021年にはワールドマスターズゲームズ2021関西の開催を控え、スポーツへの関心は高まっています。

このような中、国は平成27年10月に、省庁の枠組みを超え、総合的にスポーツ施策を推進するため「スポーツ庁」を創設しました。「スポーツ庁」は、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命としています。

また、国は、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定しました。同計画は、国がスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものであるとともに、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指すうえでの重要な指針に位置づけられています。

奈良県においては、「奈良マラソン」が平成22年度より開催され、冬の代表的なスポーツイベントとして定着しています。また、南部・東部地域でのサイクルスポーツイベントなど、多くのスポーツイベントが開催されています。

Jリーグ入りを目指す「奈良クラブ」やプロバスケットボールBリーグに所属する「バンビシャス奈良」の試合開催により、県内での年間プロスポーツ等の試合数は、平成24年度は5試合だったものが、平成28年度には51試合になるなど、県民がスポーツを「する・観る・支える」機会は増え、スポーツへの関心は高まっています。

## ○ これからの奈良県のスポーツの推進に向けて

奈良県では、平成17年に「奈良県スポーツ振興計画」を策定し、その後、平成21年には、これに健康づくりのための「運動」の視点を加えた「なら運動・スポーツ振興プラン」として改定を行い、運動・スポーツの振興に努めてきました。また、平成25年3月に当初計画を策定し、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指し、生涯にわたり、県民のだれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくりに取り組んできました。

これまでの取組みにより、スポーツ習慣を有する人の割合は上昇していますが、当初計画の最終目標には到達していません(平成28年度44%)。そこで今後は、全ての県民が、スポーツの持つ価値を見だし、その価値の中核である「楽しさ」「喜び」を実感できるようにすることが重要です。

そのため、本計画では、①ライフステージだけでなく、子育てやビジネスパーソンといったライフスタイルに応じた施策の展開、②「子どものスポーツ」を新たに施策の柱として位置づけ、重点的に推進、③東京オリンピック等の機会をとらえ、キャンプ地や強化合宿を招致し、スポーツを通じて地域活性化を推進、の3つの視点から見直しを行い、本県スポーツの推進を更に図っていきます。

## 2. 計画の位置づけ

---

本計画は、本県におけるこれまでのスポーツ推進のための取組みの成果や現状とともに、スポーツ基本法及び国の「第2期スポーツ基本計画」の趣旨及び方向性を踏まえ、策定するものです。

また、県民の健康寿命の日本一達成を目指す「なら健康長寿基本計画」の他、「奈良県教育振興大綱」、「奈良県高齢者福祉計画」、「奈良県障害者計画」における施策と整合を図りながら、県民のスポーツ推進のために取り組む内容を明らかにしたものです。

本計画は、市町村、学校、スポーツ関係団体、企業、地域など多様な主体が連携・協働し、県民全体でスポーツの推進に取り組む方向性を示したものです。

## 3. 計画の期間

---

当初計画は平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間としており、今回、中間見直しとして改定する本計画は、平成30年度から平成34年度までを計画の期間とします。

## 4. 計画の推進体制

---

本県においては、スポーツ推進行政全般を掌るくらし創造部が中心となり、関係部局間の連携を図りながら本計画を推進します。また、計画の着実な実行に向けて、県、市町村、総合型地域スポーツクラブ等が連携し、「(仮称)奈良県スポーツ推進協議会」を設置・運営し、本計画に基づく、課題解決に向けた実践活動について情報共有、実践案の検討を行います。

本計画に掲げた施策を進めるに当たっては、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→見直し(Action)というマネジメントサイクルを踏まえ、奈良県スポーツ推進審議会において、本計画の進捗状況を確認しながら具体的な取組みに反映させていきます。なお、本計画の達成状況の検証が事後に適切に行えるよう、数値を用いた成果指標の数を9から16に増加させました。これらを評価・分析し、事業等の見直しを行いながら、本計画に掲げた施策を効果的に推進します。

# 第2章 計画の理念と目標

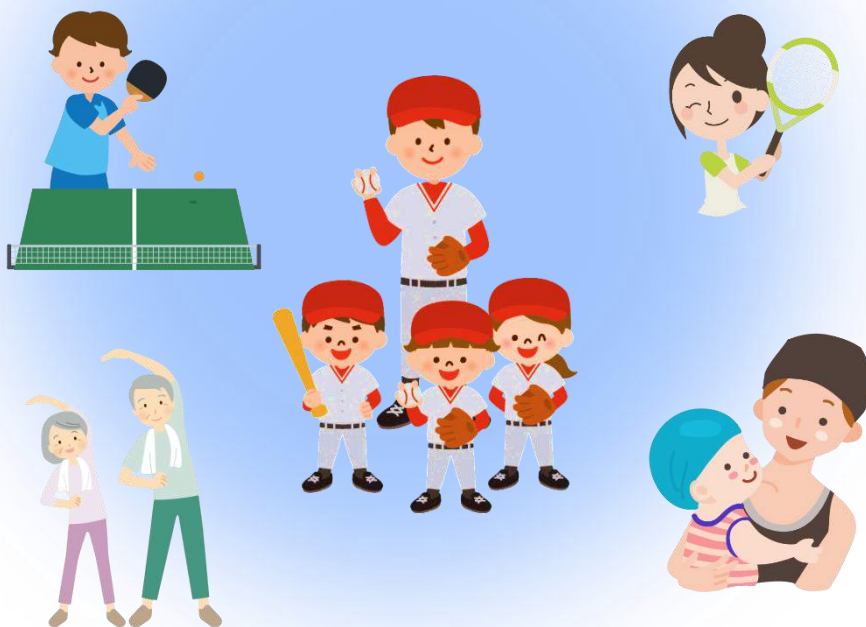
## 1. 基本理念

本計画は、奈良県民一人ひとりが、スポーツによって生活をより充実したものとするためのマスタープランとして、奈良県全体でスポーツを推進し、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指します。

<目指す姿>

# 生き活きと安心して健やかに 暮らせる健康長寿の奈良県

*Sports for Everyone with a Smile*



本県の健康寿命（65歳時点の平均自立期間）は当初計画策定時（平成25年）には、男性が全国13位（17.67年）、女性が全国41位（20.26年）であったものが、平成28年には、男性が全国3位（18.36年）、女性が全国18位（21.04年）と改善されています。本計画では、引き続き「なら健康長寿基本計画」（平成25年度から平成34年度）と連動し、スポーツを通じた健康長寿の実現に取り組みます。



## 2. 基本目標

「活き活きと安心して暮らせる健康長寿の奈良県」を実現するために、「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり」を基本目標として、県民全体でスポーツの推進に取り組みます。

### だれもが、いつでも、どこでも スポーツに親しめる環境づくり

#### だれもが

年齢や性別、障害の有無などに関わらず、また、子育てに忙しい方、働き盛りのビジネスパーソンも、だれもがスポーツを楽しむことができる環境づくりを目指します。

#### いつでも

学校の体育の時間やクラブチームで過ごす時間だけでなく、平日でも休日でも夜でも、やりたいときにスポーツができる環境づくりを目指します。

#### どこでも

通学・通勤途中や家事の合間などの時間でも、わざわざスポーツ施設に出向かなくとも、身近にスポーツに親しめる環境づくりを目指します。

そのために、当初計画の基本理念や施策体系は踏襲しながら、「ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進」、「スポーツを通じた地域振興」という観点から、見直しを行います。

### 1. ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進

#### 1. だれもがスポーツに親しめる地域スポーツの推進

年齢や性別、障害の有無などに関わらず、すべての県民がスポーツをしたい時に気軽に行うことができるよう、様々なライフスタイルに応じたスポーツ活動の受け皿として地域スポーツの推進に取り組みます。

#### 2. 子どもを健やかに育むスポーツの推進

子どもたちが、楽しみながら身体を動かすことで基礎体力の向上を図るとともに、スポーツを通して相手を思いやることや、ルールを守ることなどを学び、健全な心身の発達と人格形成を促し、未来を担う“ひと”づくりを目指します。

#### 3. 県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進

競技力の向上とともに、プロスポーツなどの観戦の機会づくりにより、未来を担う子どもをはじめ、多くの人々がスポーツへの夢やあこがれをもち、勇気・感動を与えられるスポーツの推進を目指します。

#### 4. スポーツ施設の整備・活用

県内スポーツ施設の整備・運営を検討・推進、また既存施設の機能の充実、有効活用をすることで、すべての県民が、いつでも、どこでも様々なスポーツを楽しめる環境づくりを目指します。

## II. スポーツを通じた地域振興

### 1. スポーツによる地域のにぎわいづくり

参加型スポーツイベントの開催や、スポーツツーリズムの展開を通じた、地域への誘客促進、地域間交流による地域の活性化を目指します。

### 2. 東京オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツによる国際交流の促進

2019年のラグビーワールドカップ2019、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地招致、強化合宿の受入や、2021年のワールドマスターズゲームズ2021 関西の開催等を契機とした、継続的な国際交流の促進します。

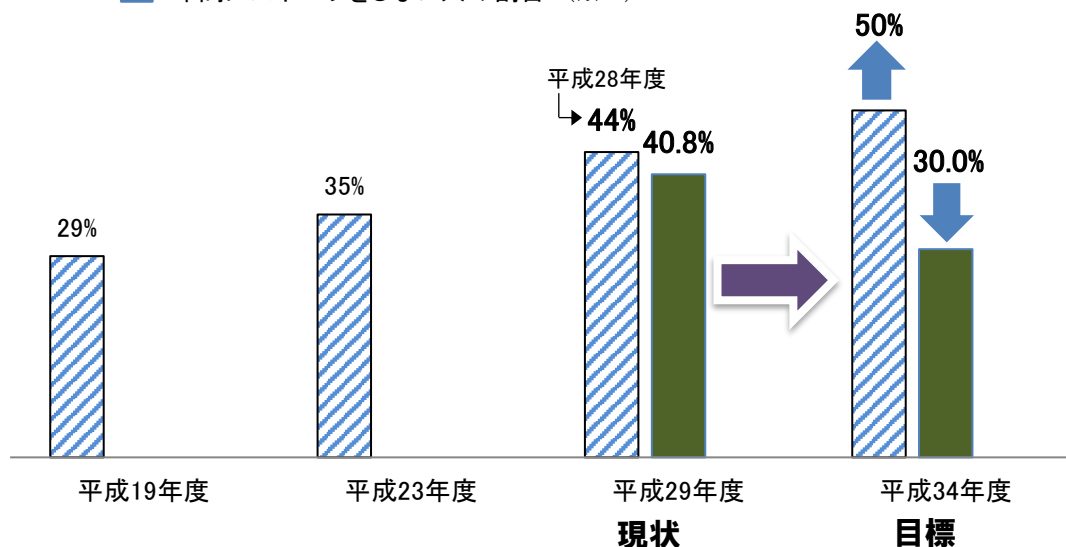
#### 【基本目標を実現するための参考指標】

指標名	当初計画時 (平成24年度)	現状 (平成28年度)	目標 (平成34年度)
○1日合計30分以上の運動・スポーツを週2日以上実施している人の割合	35%(H23)	44% [43%]	50% [45%]
●1年間にスポーツをしない人の割合	—	40.8%(H29)	30%

●は今回追加指標。各欄下段 [ ] 数値は、当初計画時目標数値

#### 基本目標を実現するための参考指標

■ 1日合計30分以上の運動・スポーツを週2日以上実施している人の割合 (※1)  
■ 1年間にスポーツをしない人の割合 (※2)



出典：※1 「なら健康長寿基礎調査 (奈良県)」  
※2 「県民アンケート (奈良県)」 本調査項目は平成29年度から

# 第3章

## スポーツ推進に向けた具体的な展開方向

### Ⅰ ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進

#### 1. だれもがスポーツに親しめる地域スポーツの推進

##### 目 標

年齢や性別、障害の有無などに関わらず、すべての県民がスポーツをしたい時に気軽に行うことができるよう、様々なライフスタイルに応じたスポーツ活動の受け皿として地域スポーツの推進に取り組みます。

##### 【指標と目標数値】

指標名	当初計画時 (平成 24 年度)	現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 34 年度)
○総合型地域スポーツクラブの会員数	10,355 人	13,814 人 [35,500 人]	20,000 人 [70,000 人]
●法人格を有する総合型地域スポーツクラブの割合	28.6%	41.3%	70%
○スポーツイベントの参加者数 (総合型地域スポーツクラブ交流大会)	1,149 人	5,049 人(H29) [5,000 人]	10,000 人 [10,000 人]
●障害者スポーツ大会における参加者数	1,060 人	1,126 人(H29)	1,170 人(H31)
●障がい者スポーツ指導員数 (日本障がい者スポーツ協会公認)	223 人(H23)	214 人	300 人

●は今回追加指標。各欄下段 [ ] 数値は、当初計画時目標数値

##### 現状と課題

- 生活習慣病の予防、体力向上や健康寿命の延伸には、運動・スポーツが有効だと言われています。
- 平成 28 年度の 1 日合計 30 分以上の運動・スポーツを週 2 日以上実施している人の割合は約 44%で 10 年前よりも 15 ポイント向上しています。しかしながら、男女とも 20～50 歳代、特に 30～40 歳代の運動・スポーツ実施率が低くなっており（平成 28 年度なら健康長寿基礎調査）、子育てや働き盛り世代がスポーツに親しめるきっかけづくり、環境づくりが必要です。



- 平成 29 年度に実施した県民アンケートでは、「運動・スポーツを行っていない」とする人が 4 割を占めています。また、「1 年前と比べ運動・スポーツを実施する頻度が減った、または増やしたいのに増やすことができない」と感じている人は半数を超えており、仕事や家事による忙しさのほか、加齢や経済的な理由が多く挙げられています。スポーツの持つ価値、楽しさや喜びを伝えることで、県民が少しでもスポーツに時間を割こうというライフスタイルになることが重要です。
- 子どもから高齢者までだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進が求められており、各世代や各々のライフスタイルに応じた運動習慣の普及・定着が課題となっています。
- 地域スポーツを推進するためには、「総合型地域スポーツクラブ」が地域スポーツ活動の中心的役割を担えるような仕組みづくりが必要です。また、「総合型地域スポーツクラブ」は、平成 30 年 2 月末現在、県内全 39 市町村で計 65 クラブが活動中ですが、活動内容の質的な充実を図り持続可能な運営を促進することで、さらに地域に定着していくことが必要です。
- 地域のスポーツ活動を「支える」人材を育成し、活躍できる仕組みづくりの構築に向けて、平成 28 年 10 月「奈良県スポーツボランティア制度」を創設し、平成 30 年 2 月末現在、164 名が登録しています。今後は、スポーツボランティア登録者数とともに、ボランティアの活躍の場を広げていくことが必要です。



▲総合型地域スポーツクラブ交流大会  
(50m ダッシュ王選手権)



▲奈良県健康ステーション

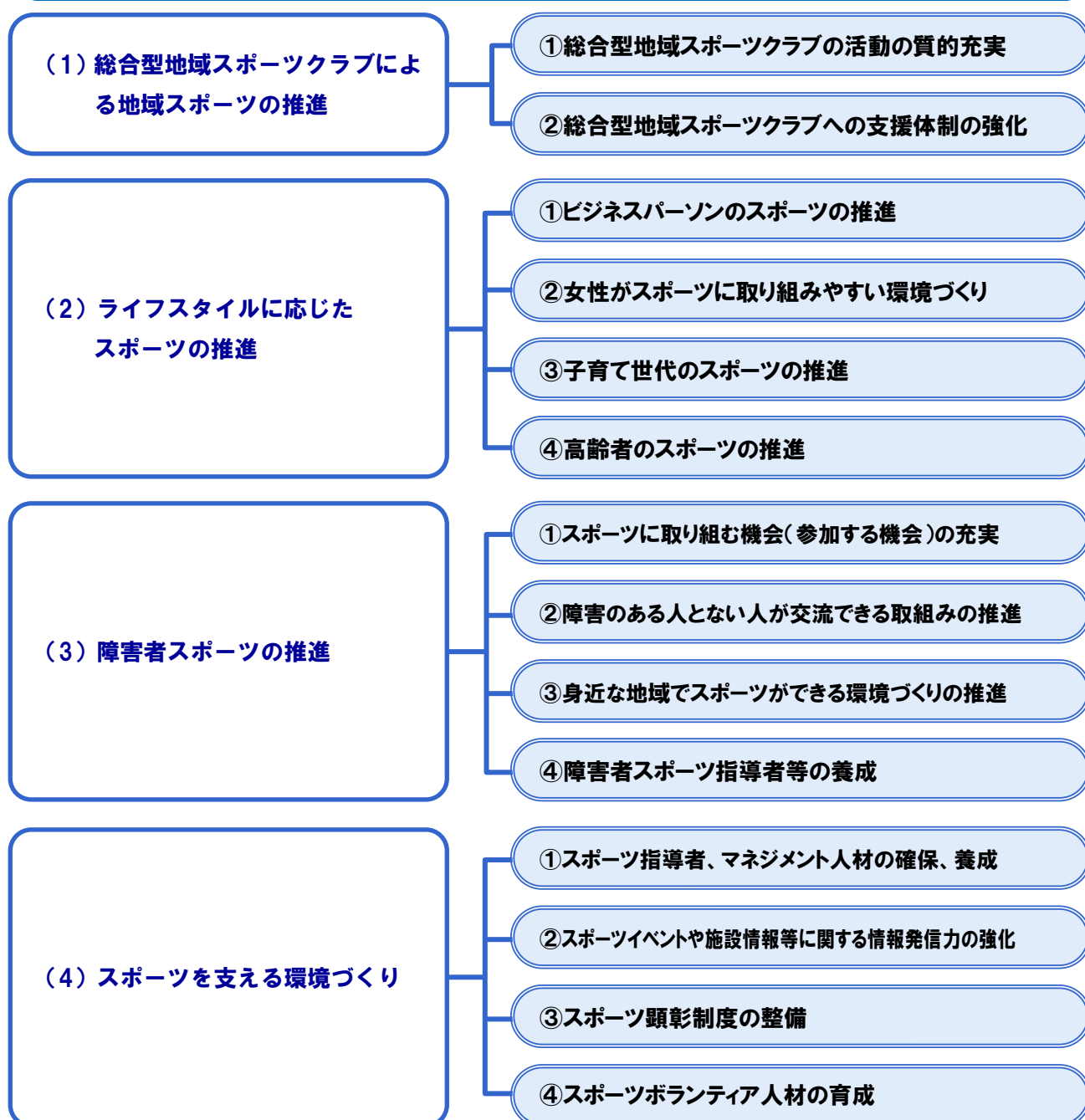


▲総合型地域スポーツクラブ交流大会  
(ならSCフェスティバル)





### 施策の体系



### 施策の展開方向

#### (1) 総合型地域スポーツクラブによる地域スポーツの推進

##### ① 総合型地域スポーツクラブの活動の質的充実(多世代、多種目、多志向)

- 総合型地域スポーツクラブが地域スポーツ活動の中心的な役割を果たすために、年齢や体力、競技レベル、ライフスタイルに応じて参加できる、多様なメニューの充実のほか、各クラブの連携による交流大会の開催など、クラブ活動の質の向上を促進します。

## ② 総合型地域スポーツクラブへの支援体制の強化

- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成・充実を進めるために、アドバイザーによる巡回指導を実施するとともに、クラブを支える指導者の養成や資質の向上のための研修会等の充実、交流大会などのイベントの支援を行います。
- ・ また、市町村やスポーツ関係団体と連携しながら、スポーツイベントや施設に関する情報の提供、各クラブの活動内容等の情報発信を進めるなど、クラブが持続可能な運営ができるよう支援を行います。



▲総合型地域スポーツクラブ交流大会  
(ノルディックウォーキング)

## (2) ライフスタイルに応じたスポーツの推進

### ① ビジネスパーソンへのスポーツの推進

- ・ 開催時間や場所を工夫するなど、それぞれのライフスタイルに応じた多様なイベントの開催を促進し、スポーツの魅力向上や情報発信により、スポーツに取り組むきっかけづくりを行います。
- ・ 身近にスポーツができる施設の情報を紹介するとともに、「奈良マラソン」や「飛鳥 RUN×2 リレーマラソン」、陸上競技場の夜間無料開放「ナイトラン」など職場単位や個人レベルでも参加できるスポーツ・レクリエーションイベントの開催を進めます。



▲橿原公苑陸上競技場ナイトラン

### ② 女性がスポーツに取り組みやすい環境づくり

- ・ 女性の関心の高い健康づくりのための情報発信のほか、ファッション性の高いトレッキングやジョギングなどのスポーツの紹介やイベントの開催促進等、女性のニーズや意欲に応じたスポーツ機会の拡大を図ります。
- ・ 公共スポーツ施設等における更衣スペースの確保、アメニティの充実など、女性がスポーツ活動を行う上で必要な施設設備や機能の充実を促進するとともに、スポーツ施設に関する情報を発信することにより、女性によるスポーツ施設の利用促進を図ります。



### ③ 子育て世代へのスポーツの推進

- ・ 家族と一緒に参加できるスポーツ教室、スポーツイベントの開催や、仕事や家事、育児の合間に手軽に行うことができる運動・スポーツに関する情報を発信するなど、家族が一緒に行い、楽しむことができるファミリースポーツを推進します。

#### ④ 高齢者のスポーツの推進

- ・ 高齢者が運動・スポーツに取り組むきっかけづくりとして、地域でのラジオ体操、ストレッチ等による健康づくりやシニア向けスポーツ教室の開催など、高齢者が気軽に楽しみながら参加できるスポーツイベントの拡充を図ります。
- ・ 体力があり、競技性の高いスポーツを楽しむ高齢者が活躍できる機会の拡充、高齢者の学校や地域でのスポーツ指導、総合型地域スポーツクラブ等の運営への参画等、高齢者の生きがいがづくりや仲間づくりにつながる取組みを進めます。
- ・ 生活習慣病予防や介護予防の観点から、健康には運動・スポーツ活動が有益であることを周知するとともに、歩いて行ける範囲で体力や健康状態に応じて行える運動・スポーツ活動を促進します。また、高齢者はもちろん、傷病者も身体に負担が少なく行える軽スポーツ、レクリエーションスポーツ等の普及を図ります。



▲▼ならシニア元気フェスタ



▲住民通いの場(いきいき百歳体操)

### (3) 障害者スポーツの推進

#### ① スポーツに取り組む機会(参加する機会)の充実

- ・ 障害のある人が、障害の種別や程度にかかわらず、スポーツに取り組めるスポーツ教室やスポーツイベントの開催など、必要な配慮・支援を行うことで、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。
- ・ 障害者スポーツを行うことができる地域のスポーツクラブや障害のある人が参加できるスポーツイベント等の情報提供を行います。
- ・ アスリートとして高度な競技力の向上に取り組む障害者には、必要な練習場所やトレーニングメニュー、大会に出場するために必要な手続きの情報を提供するなど、競技性に応じた支援も行います。



▲障害者スポーツフェスティバル



▲世界へ飛び出せ！パラリンピックタレント発掘イベント(水泳)



## ② 障害のある人となない人が交流できる取組みの推進

- ・ 障害のある人となない人が、共に参加してスポーツを楽しむことにより、相互の交流を深めることができるよう、だれもが参加できる内容のスポーツイベントを開催します。また、総合型地域スポーツクラブ等において障害のある人となない人が一緒に活動できるプログラムを実施するなど、交流のための取組みを進め、スポーツを通じた共生社会の実現につなげます。

## ③ 身近な地域でスポーツができる環境づくりの推進

- ・ 障害のある人が身近な地域でスポーツをすることができるよう、総合型地域スポーツクラブによる障害者スポーツの取組みを支援するとともに、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を促進するなど、障害のある人が身近な地域で、日常的にかつ継続的にスポーツができる環境づくりを進めます。

## ④ 障害者スポーツ指導者等の養成

- ・ 障害のある人がスポーツを行う際に、障害者の特性を理解し、障害の種別や程度に応じた技術的な指導・助言を行うことができるスポーツ指導者の養成及びその指導力の向上をより一層図るとともに、総合型地域スポーツクラブや地域のスポーツイベント等においてその活用を図ります。
- ・ また、障害のある人の運動・スポーツへの参加を支援する障害者スポーツボランティアの育成・資質の向上とともに、その活動を支える体制の充実を図ります。

### (4) スポーツを支える環境づくり

#### ① スポーツ指導者、マネジメント人材の確保、養成

- ・ 子どもからトップアスリートまで、それぞれのニーズに応えられる指導者の育成・確保、スポーツ指導者やレクリエーション指導者の資質向上に向けて、大学や企業、民間スポーツクラブ、奈良県体育協会、奈良県障害者スポーツ指導者協議会と連携してコーチング方法論やスポーツ医・科学などを盛り込んだ研修会の開催を促進するほか、専門分野に応じたサポート体制を整備するなど、引き続きスポーツ指導者の確保、資質の向上に取り組みます。
- ・ 市町村、総合型地域スポーツクラブと連携して、地域スポーツにおけるコーディネーターとしての役割が期待される「スポーツ推進委員」や、クラブチームの経営やスポーツイベントの企画運営といったスポーツマネジメントに関わる人材の研修会や研究会の開催、情報交換などを促進し、資質向上に努めます。



▲クラブマネジメント講習会



## ② スポーツイベントや施設情報等に関する情報発信力の強化

- ・ 県内のスポーツ施設（公共、民間）の情報や、スポーツプログラム（イベント、教室、大会等）の情報、トレーニング情報、地域で活動しているクラブやグループの情報など、運動・スポーツに関する情報を一元化して発信し、スポーツの「見える化・見える化」に努めます。
- ・ 情報発信の手段としては、フェイスブックやインスタグラムなどSNSの活用や、スポーツイベントに関するカレンダーを作成するなど、様々なスポーツの実施主体である団体、個人への情報発信を行います。
- ・ とりわけ、高齢者向けのスポーツプログラム等に関する情報については、ロコミ効果を狙い、「伝えたい、伝えやすい」情報の発信に努めます。



▲奈良マラソン フェイスブック



▲すぼろば(奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会)ホームページ

## ③ スポーツ顕彰制度の整備

- ・ 県民のスポーツへの意識の高揚を図るため、地域スポーツ活動の顕彰、全国大会などでの成績優秀選手の表彰はもとより、スポーツ推進に寄与する団体や機関、企業等をはじめ、スポーツ振興に功労のあった人材や団体等への顕彰制度を整備します。



▲奈良県スポーツ特別功労賞表彰式  
(WBC 世界ライトフライ級王者 拳四朗選手)

## ④ スポーツボランティア人材の育成

- ・ スポーツボランティアの育成、普及を進め、活動数の増加、活躍の場の増大を図ることで、スポーツを「支える」人材の育成・増加を目指します。



▲スポーツボランティアの活動

## 2. 子どもを健やかに育むスポーツの推進

### 目 標

子どもたちが、楽しみながら身体を動かすことで基礎体力(※3)の向上を図るとともに、スポーツを通して相手を思いやることや、ルールを守ることなどを学び、健全な心身の発達と人格形成を促し、未来を担う“ひと”づくりを目指します。

※3 体力は、運動をするための体力と健康に生活するための体力、両方をいう

#### 【指標と目標数値】

指標名		当初計画時 (平成 24 年度)	現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 34 年度)
○1日の総運動時間が 60分以上の割合	小学5年生	45%	41.0% [50%]	55% [55%]
	中学2年生	67%	69.7% [70%]	75% [75%]
●子どもの体力合計点 ※4	小学5年生	男子:54.81点 (54.07点) 女子:55.14点 (54.85点)	男子:53.57点 (53.92点) 女子:55.00点 (55.54点)	全国平均以上
	中学2年生	男子:40.20点 (42.32点) 女子:46.48点 (48.72点)	男子:43.11点 (42.13点) 女子:49.51点 (49.56点)	全国平均以上

●は今回追加指標。各欄下段 [ ] 数値は、当初計画時目標数値 ※4 平成 24、28 年度の ( ) 数値は全国平均

### 現状と課題

- 奈良県の子どもたちは、全国平均と比べると、1週間の運動時間が60分未満である割合が小学校、中学校ともに高くなっています。また、中学校では、運動をする子どもとしない子どもの二極化がみられます。
- 本県の児童・生徒の体力は、平成28年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点をみると、小学5年生は男女ともに全国平均を下回っていますが、女子は上昇傾向がみられています。一方、中学2年生は男子が全国平均を上回り、女子も全国平均をやや下回っていますが男女とも体力合計点が過去最高になりました。
- 生涯にわたってスポーツを楽しむためには、幼児期からスポーツに親しむ機会をもち、身体を動かす楽しさを体験して、運動・遊びといったより広い概念でスポーツをする習慣を身につけていくことが大切です。
- また、児童期、少年期には、筋力、持久力、瞬発力などの身体機能の成長が最もピークに達する時期であり、スポーツ活動の進歩が著しい時期です。また、スポーツを通じて、達成感や協調性など様々なことを学び、成長することができます。



▲小学生を対象としたスポーツ教室  
(ドッジボール)

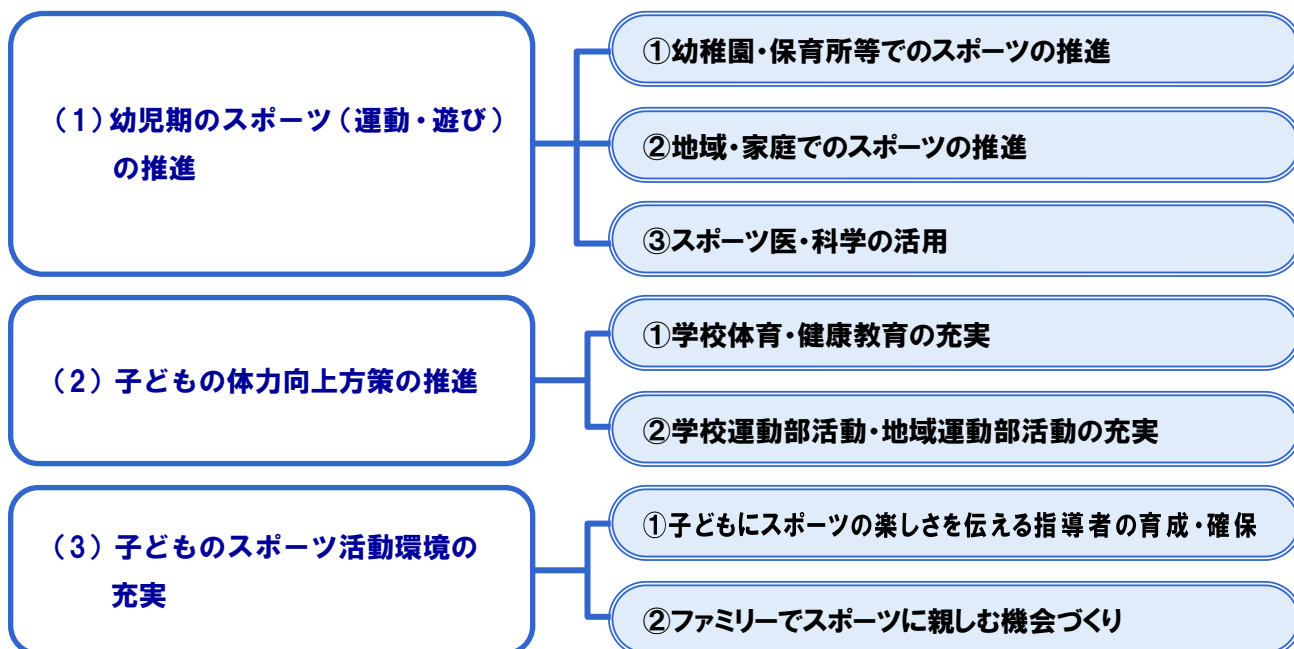
- 保護者に、子どもの心身の健全な発達にはスポーツが有効であることの理解を得ることが重要であり、そのためには、子どものスポーツの重要性を伝えるとともに、親子で様々なスポーツを体験する機会の充実を図るなどの取組みが必要です。



□ この計画における「子ども」とは・・・

本計画における「子ども」は脳神経の発達が著しい幼児期から、心身の成長に重要である児童期、少年期にあたる中学、高校生までを対象とします。

施策の体系



▲小学生陸上競技記録会



(1) 幼児期のスポーツ（運動・遊び）の推進

① 幼稚園・保育所等でのスポーツの推進

- ・ 幼児期は神経機能の発達が著しく、運動を調整する能力が顕著に向上するため、幼児期からの遊びを通じた運動習慣づくりが重要です。そこで、スポーツを始めるきっかけづくりとして、幼稚園や保育所等での外遊びや体操など、楽しんで運動習慣を身につけることができる取組みを進めます。
- ・ 幼稚園や保育所等でスポーツに必要な多様で正確な動きを指導でき、またその楽しさを安全に伝えることができるよう、幼稚園教諭や保育教諭、保育士、プレイリーダーなどの育成に努めます。



② 地域・家庭でのスポーツの推進

- ・ 奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会「すぽろば」、奈良県体育協会、市町村を通じて、総合型地域スポーツクラブや保護者に、子どもの健康・体力の向上に関する効果や、その取組み方法について普及啓発を行います。
- ・ 子どもたちが楽しんで運動する習慣を身に付けられるよう、地域で保護者と子どもと一緒に参加できるスポーツ教室やスポーツイベントを開催するとともに、公園や遊歩道など、身近に運動に親しめる環境の整備を促進します。



▲まほろば健康パーク こども広場

③ スポーツ医・科学の活用

- ・ スポーツ医・科学研究のエビデンスに基づく、年齢・発育発達段階に応じたプログラムを、広く県内幼稚園・保育所等や小学校、総合型地域スポーツクラブ等へ普及させることにより、子どもの体力向上のみならず、社会適応力、規範意識の醸成などスポーツを通じた人格形成を図ります。

(2) 子どもの体力向上方策の推進

① 学校体育・健康教育の充実

- ・ 小・中学校体育授業研究会等と連携しながら、体育・保健の授業の質の向上に努めるとともに教員の指導力の向上を図ります。



- ・ 小学生を対象に、なわとびやボール運動等、子どもが楽しく体を動かせる授業前・授業間体育の取組みを進め、子どもの体力向上を図ります。
- ・ 子どもの体力づくりと健全な身体の発達に向けて、栄養の正しい知識や健康情報の普及など、食育の推進を図ります。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、県内でもオリンピック・パラリンピック教育に取り組み、子ども達にスポーツの価値を伝える機会を創出します。

## ② 学校運動部活動・地域運動部活動の充実

- ・ 中学校、高等学校を対象に、外部のスポーツ指導者を派遣するなど、学校運動部活動の活性化と、部活動顧問の資質向上を図ります。
- ・ 学校運動部活動は、専門的な指導者の不足や生徒数の減少から、現在の中学、高校生の多様なニーズに対応が困難であるという課題を抱えています。中学、高校生のスポーツ活動の選択肢を増やし、多様なニーズに対応するため、地域における運動部活動の場を創出し、より多くの中学、高校生が運動部活動に参加しやすい環境をつくります。



▲まってる！花園  
(県内外の高校生によるラグビーの強化試合)

## (3) 子どものスポーツ活動環境の充実

### ① 子どもにスポーツの楽しさを伝える指導者の育成・確保

- ・ 生涯にわたり継続してスポーツに取り組むためには、子どもの時にスポーツの楽しさを実感してもらうことが必要です。そのために、正しい技術はもちろん、体を動かすことの楽しさ、目標を達成したり、仲間と協力することの素晴らしさを教えることができる指導者の育成・確保を行います。



▲総合型地域スポーツクラブ指導者講習会

### ② ファミリーでスポーツに親しむ機会づくり

- ・ 両親はもちろん、祖父母などの家族みんなで参加・体験できるリレーマラソンなどのスポーツイベントの開催、家族で楽しめる野外活動やスポーツ・レクリエーション活動を促進します。



▲総合型地域スポーツクラブ交流大会  
(50m ダッシュ王選手権)

### 3. 県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進

#### 目 標

競技力の向上とともに、プロスポーツなどの観戦の機会づくりにより、未来を担う子どもをはじめ、多くの人がスポーツへの夢やあこがれをもち、勇気・感動を与えられるスポーツの推進を目指します。

#### 【指標と目標数値】

指標名	当初計画時 (平成 24 年度)	現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 34 年度)
○スポーツ指導者数(日本体育協会公認)	2,751 人	2,203 人 [3,200 人]	4,000 人 [4,000 人]
○国体の総合成績	35 位	19 位(H29) [30 位台前半]	20 位台定着 [20 位台]
○プロスポーツ等の試合数	5 試合	51 試合 [30 試合]	60 試合 [60 試合]
●全国大会1位の奈良県選手の人数・ 団体数	—	57 件	80 件

●は今回追加指標。各欄下段 [ ] 数値は、当初計画時目標数値

#### 現状と課題

- これまで奈良県では、柔道競技によるオリンピック金メダリストの輩出など、武道での活躍をはじめ、陸上、水泳、ホッケー、ボクシング、自転車、ソフトテニス、馬術、ラグビー、レスリングなどの種目において国内外でトップレベルの競技力を維持しています。
- 平成 28 (2016) 年にリオデジャネイロで開催されたオリンピック・パラリンピックにも、14 名の奈良県ゆかりの選手が出場しています。国際競技大会における本県ゆかりの選手の活躍は、県民に誇りと喜び、夢と感動を与え、県民のスポーツへの関心を高めています。
- 今後も、これらの競技力の維持・向上を図ることにより、トップアスリートの育成が期待されます。そのために、スポーツ指導者の確保・養成はもとより、キッズ・ジュニア期からの選手強化体制の整備が求められています。
- 奈良県下では、プロバスケットボールチーム「バンビシャス奈良」、Jリーグ入りを目指す「奈良クラブ」をはじめとするプロスポーツチーム等が活躍をしています。プロスポーツの試合やトップレベルの大会の誘致によるスポーツを「観る」機会の創出や、地域・企業等との連携によるプロスポーツが生まれ育つ環境づくりが課題となっています。

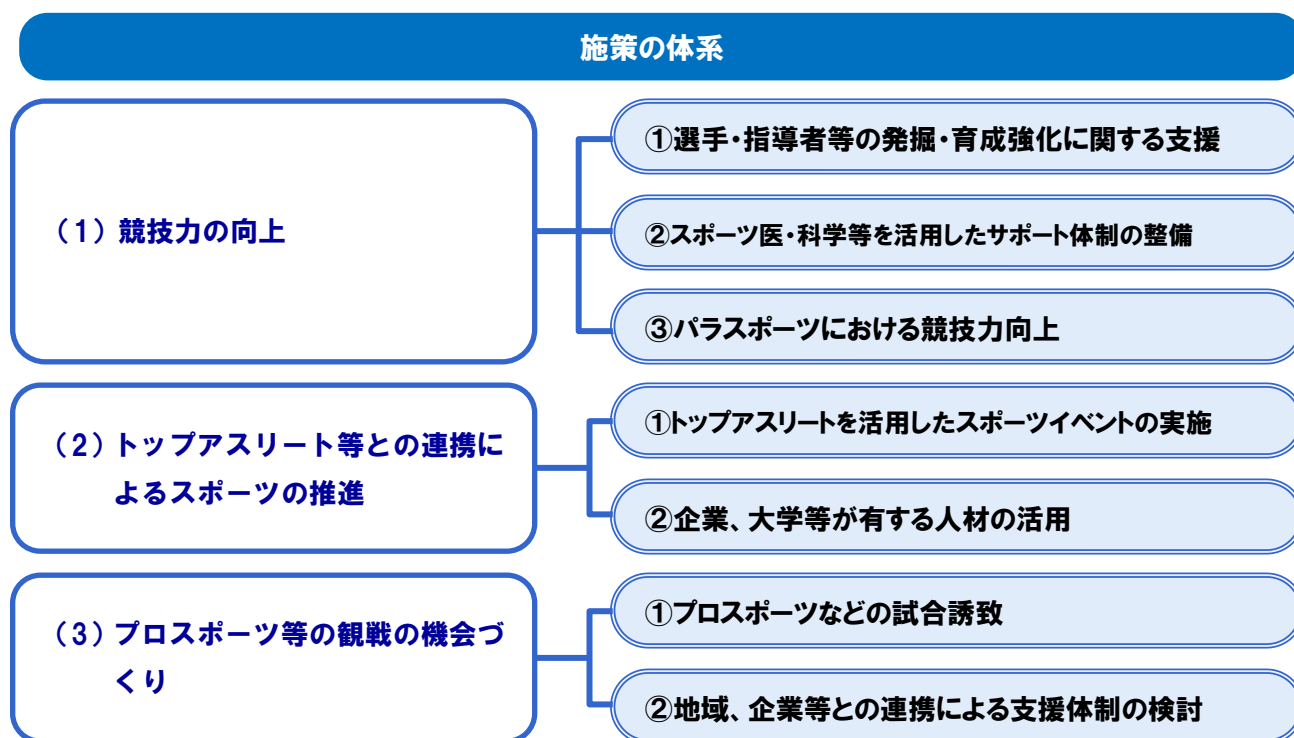


▲バンビシャス奈良



▲奈良クラブ

- 日本体育協会公認のスポーツ指導者登録者数は、全国では減少傾向にありますが、奈良県では増加しており、平成28年度現在2,203人となっています。一方、日本障がい者スポーツ協会公認の障がい者スポーツ指導員登録者数は、全国でも、奈良県でも増加しています（平成28年度現在奈良県240人）。



**施策の展開方向**

**(1) 競技力の向上**

**① 選手・指導者等の発掘・育成強化に関する支援**

- ・ トップアスリートとなる可能性を秘めた人材の発掘、キッズ・ジュニア期から成人期までの一貫指導体制の構築、トップアスリートやトップコーチによる指導や海外選手と接する機会づくり、学校の運動部活動の活性化と地域のクラブ活動との連携、練習環境の整備など、選手・指導者等の発掘・育成強化に対して支援を行います。

**② スポーツ医・科学等を活用したサポート体制の整備**

- ・ スポーツドクター、管理栄養士、トレーナー、理学療法士等による支援体制の構築やドーピング防止教育、スポーツ歯科医学の重要性の啓発など、専門機関との連携を図り、スポーツ医・科学によるサポート体制の整備を検討します。
- ・ 多様な専門機関等との連携により、スポーツ傷害の予防やスポーツ傷害の治療・サポートを行うネットワークの構築を目指します。



### ③ パラスポーツにおける競技力向上

- パラリンピアン等を招へいしたタレント発掘イベントなど、競技性が高い障害者スポーツの選手発掘や練習会を開催するとともに、指導者の養成及び組織化について検討します。



▲世界へ飛び出せ！パラリンピックタレント発掘イベント(陸上)

## (2) トップアスリート等との連携によるスポーツの推進

### ① トップアスリートを活用したスポーツイベントの実施

- トップアスリートの活躍は、未来を担う子どもをはじめ、多くの人に感動を与えます。スポーツへの夢やあこがれをもち、スポーツを始めるきっかけとなるよう、オリンピック・パラリンピック出場経験者をはじめとするトップアスリートを活用したスポーツ教室を開催するなど、トップアスリートとの交流イベント等を推進します。



▲バトンをつなげ！400mリレーフェスティバル

### ② 企業、大学等有する人材の活用

- 企業や大学等有する元トップアスリートや指導者など、貴重なスキルや経験を有する人材を、総合型地域スポーツクラブ等との連携事業などで活用することで、地域におけるスポーツ環境の充実を図ります。

## (3) プロスポーツなどの観戦の機会づくり

### ① プロスポーツなどの試合誘致

- プロスポーツの試合、大学や社会人のスポーツ大会等の誘致を進め、「観る」スポーツによる地域のにぎわいづくりや、スポーツを始めるきっかけづくりを行います。

### ② 地域、企業等との連携による支援体制の検討

- プロスポーツが生まれ育つ環境づくりのために、地域、企業等との連携など、民間レベルによる推進体制の構築、検討を進めることにより、スポーツによる地域のにぎわいづくりや活性化を図ります。



## 4. スポーツ施設の整備・活用

### 目 標

県内スポーツ施設の整備・運営を検討・推進、また既存施設の機能の充実、有効活用をすることで、すべての県民が、いつでも、どこでも様々なスポーツを楽しめる環境づくりを目指します。

#### 【指標と目標数値】

指標名	当初計画時 (平成 24 年度)	現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 34 年度)
● 橿原公苑年間利用者数	301,330 人	308,893 人	330,000 人
● まほろば健康パーク年間利用者数	—	303,290 人	330,000 人

●は今回追加指標

#### ■ 橿原公苑



- ・陸上競技場
- ・佐藤薬品スタジアム  
(野球場)
- ・ジェテクトアリーナ奈良  
(第1体育館)
- ・第2体育館
- ・弓道場
- ・相撲場
- ・明日香庭球場 など

▲橿原公苑陸上競技場

#### ■ まほろば健康パーク



- ・スイムピア奈良
- ・テニスコート
- ・野球場
- ・ファミリープール
- ・フィットネススタジオ
- ・こども広場 など

▲まほろば健康パーク スイムピア奈良

### 現状と課題

- 奈良県では、既存スポーツ施設の機能充実にも取り組んでいますが、県内のスポーツ施設の多くは整備後30年以上経過しており、老朽化が進んでいます。
- また、プロスポーツをはじめとする大規模な大会やスポーツイベントが開催可能な機能を有する施設は限られており、既存スポーツ施設の機能向上、公共施設の有効活用など、施設の計画的な改修とともに、新たなスポーツ施設の整備が課題となっています。
- このため、中長期的な観点から、スポーツ施設の整備と運営に関する検討を行い、民間活力を積極的に活用しながら、計画的に整備することが必要です。
- また、地域におけるスポーツ施設として重要な役割を担う学校体育施設について、有効活用を図るほか、公園など、身近なまち中の公共施設等を活用したスポーツ環境の整備が求められています。

#### □ この計画における「スポーツ施設」、「スポーツ環境」とは・・・

本計画でいう「スポーツ施設」とは、陸上競技場や体育館など、主にスポーツを行うことを目的とする施設をいいますが、川辺や公園、ハイキングコースなど、スポーツをすることができる環境及びその附帯施設についても「スポーツ環境」としてとらえ、整備を促進します。

## 施策の体系

### (1) 県内スポーツ施設の整備・運営の検討・推進

- ①全国規模の大会開催を視野に入れた拠点施設の整備方針の検討・推進
- ②民間活力の積極的な活用の検討・推進
- ③新たなスポーツ施設の研究

### (2) 身近な公共施設等の整備・活用

- ①オープンスペースの活用等まち中でのスポーツ環境の整備
- ②学校体育施設等の活用

### (3) 既存施設の中長期的なファシリティマネジメントの推進

- ①既存施設の機能向上、長寿命化の促進
- ②スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の促進

## 施策の展開方向

### (1) 県内スポーツ施設の整備・運営の検討・推進

#### ① 全国規模の大会開催を視野に入れた拠点施設の整備方針の検討・推進

- ・ 県では、市町村施設や民間施設も含めた県内スポーツ施設の現況調査をもとに、全国規模の大会の開催が可能な施設や身近な運動施設など、それぞれの施設が果たすべき機能、役割の整理を行いました。今後は県内スポーツ施設の効果的なあり方を検討し、全国規模の大会の開催を視野に入れた拠点施設の整備方針を検討・推進します。



▲佐藤薬品スタジアム (ネーミングライツ)

#### ② 民間活力の積極的な活用の検討・推進

- ・ 施設の整備・運営にあたっては、ネーミングライツやPPP/PFI(※5)などの手法を用いて、民間活力の積極的な活用を進めます。



▲ジェイテクトアリーナ奈良 (ネーミングライツ)

※5 ネーミングライツ (命名権) とは、スポーツ施設にスポンサーとなる企業名やブランド名を、命名権料を支払うことで付ける権利。これによって施設所有者が建設や運営維持にかかる資金を得られる。

PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI (Private Finance Initiative) とは、PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。



### ③ 新たなスポーツ施設の研究

- ・ プロスポーツや大規模スポーツイベント等の開催が可能で、かつ地域のにぎわいや産業の核となるようなスポーツ施設の検討を進めます。
- ・ アスリートがトレーニングや競技に専念できる施設の誘致や設置に向けて、市町村や大学、企業、中央競技団体と連携を図りながら取り組みます。

## (2) 身近な公共施設等の整備・活用

### ① オープンスペースの活用等まち中でのスポーツ環境の整備

- ・ 川辺、公園など身近なオープンスペースや、企業のグラウンドをはじめとする民間施設を活用、整備することにより、まち中においてサイクリングやウォーキング、ジョギングなど、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを目指します。
- ・ 企業・大学が保有するスポーツ施設等を、地域住民が広くスポーツに活用できるよう、地域への開放を呼びかけるとともに、地域住民への情報提供を行います。



▲まほろば健康パーク こども広場



▲京奈和自転車道の整備  
(大和郡山市下三橋町～長安寺町)

### ② 学校体育施設等の活用

- ・ 学校体育施設を有効かつ効率的に開放するなど、地域スポーツの重要な拠点である学校体育施設等の活用を図ります。

## (3) 既存施設の中長期的なファシリティマネジメントの推進

### ① 既存施設の機能向上、長寿命化の促進

- ・ 県内施設の有効活用を図るため、県と市町村が連携して既存施設の機能向上を進めるとともに、耐震化も含めた長寿命化を図り、利用者の利便性を考慮した施設の利用促進を図ります。

### ② スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の促進

- ・ 年齢、性別、障害の有無にかかわらず、だれもが利用しやすいスポーツ施設となるよう、段差の解消、スロープの設置、多目的トイレへの改修や、AED（自動体外式除細動器）を設置するなど、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を促進します。

## II スポーツを通じた地域振興

### 1. スポーツによる地域のにぎわいづくり

#### 目 標

参加型スポーツイベントの開催や、スポーツツーリズムの展開を通じた、地域への誘客促進、地域間交流による地域の活性化を目指します。

#### 【指標と目標数値】

指標名	当初計画時 (平成 24 年度)	現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 34 年度)
●スポーツ合宿でスイムピア奈良を利用する人数	—	2,179 人(H27)	3,000 人

●は今回追加指標

#### 現状と課題

- 平成 22 年から開催の「奈良マラソン」は、県民の参加者も回を重ねるごとに増加しているほか、全国から多数の参加者がエントリーしています。また、子どもから大人までチームでたすきを繋ぐリレーマラソンにも、多くのチームが参加しています。
- 南部・東部地域では、「アウトドアチャレンジレース」や、「Kobo Trail～弘法大師の道～」、「山岳グランfond in 吉野」、「ツアー・オブ・奈良・まほろば」などの地勢を活かしたスポーツイベントの開催により、県外からも多くの人々が参加しています。
- 本県の豊かな自然、山の起伏、美しい風景や歴史的な景観、文化財をはじめとする多くの観光資源等を活かしたウォーキングやトレッキング、自転車、トレイルラン、カヌーなどのスポーツイベントの開催など、滞在型や周遊型のスポーツツーリズムを推進するとともに、企業、学生のスポーツ合宿を推進することにより、多くの人々が訪れ、地域間交流が生まれ、地域の活性化へつなげることが求められています。
- 現在、京都・奈良・和歌山を結ぶ、全長約 180 km におよぶ自転車道「京奈和自転車道」の整備が進められており、広域的な連携も視野に入れたスポーツツーリズムの展開が期待されます。



▲奈良マラソン

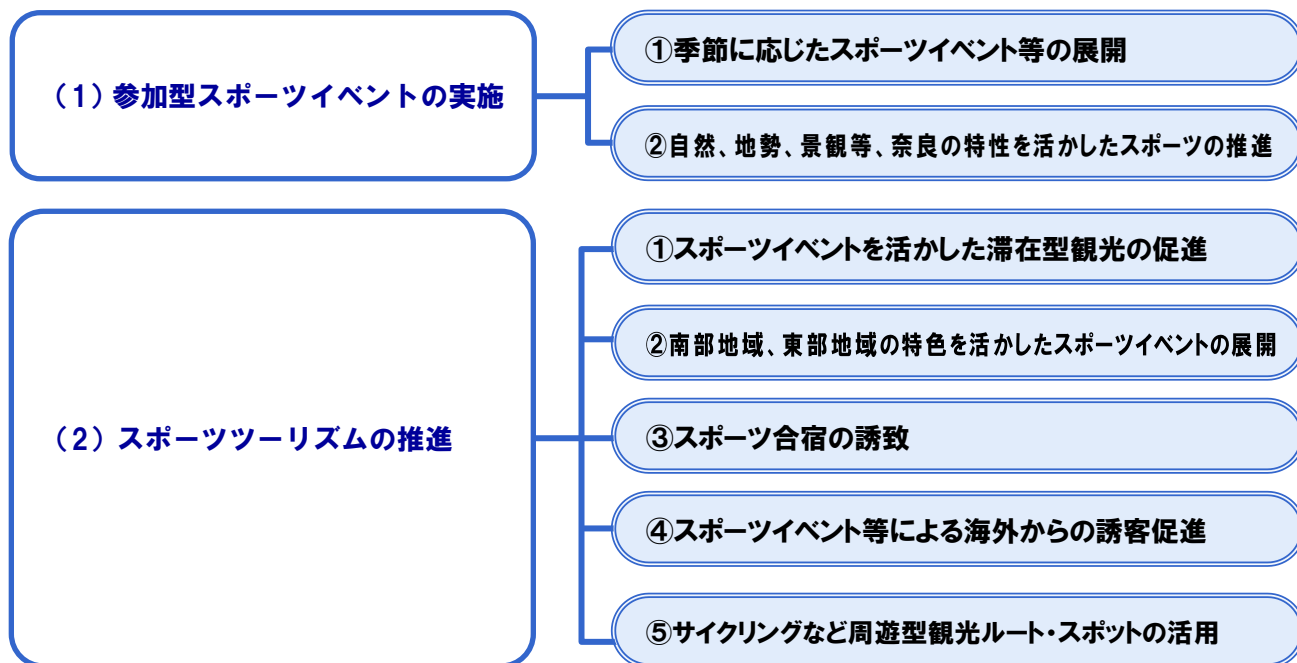


▲アウトドアチャレンジレース



▲ツアー・オブ・奈良・まほろば

## 施策の体系



## 施策の展開方向

### (1) 参加型スポーツイベントの実施

#### ① 季節に応じたスポーツイベント等の展開

- ・ 季節に応じたスポーツイベント等を企画・開催し、県内からはもちろん、県外からも多くの人々が四季折々の奈良の風景等を楽しみながら、地域とのスポーツを通じた交流を深めることで、地域のにぎわいづくりや活性化を進めます。
- ・ また、「奈良マラソン」をはじめとする既存のイベントは、参加者やボランティアなどのニーズを把握しながら、運営面やサービス面の見直し、拡充により、誰もが楽しむことのできる満足度の高いイベントとなることを目指します。



▲奈良マラソン ボランティアスタッフ

#### ② 自然、地勢、景観等、奈良の特性を活かしたスポーツの推進

- ・ ウォーキングやトレッキング、トレイルラン、サイクリング、カヌーなど、自然、地勢、景観、歴史等、奈良県の特性を活かした奈良らしいスポーツイベントを開催することで、県内外からの参加者を通じて、奈良の魅力発信と地域のにぎわいづくりを図ります。



▲奈良マラソン（10km コース）



## (2) スポーツツーリズムの推進

### ① スポーツイベントを活かした滞在型観光の促進

- 「奈良マラソン」をはじめ、アウトドアスポーツイベントなどの魅力あるスポーツイベントを活用した、宿泊を伴う新たな滞在型観光メニューを検討し、スポーツツーリズムを推進します。

### ② 南部地域、東部地域の特色を活かしたスポーツイベントの展開

- 南部・東部地域の豊かな自然、起伏のある地勢、美しい風景といった特色を活かし、南部・東部地域ならではのサイクリングスポーツやアウトドアスポーツイベントを展開し、スポーツによる地域の活性化を図ります。

### ③ スポーツ合宿の誘致

- スポーツを通じた地域における交流を深めるため、市町村や関係団体と協力して、スポーツ施設や、合宿に適した施設を紹介することなどにより、企業のスポーツチームや大学生・高校生のスポーツ合宿の誘致を推進します。

### ④ スポーツイベント等による海外からの誘客促進

- 2019年のラグビーワールドカップ2019、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2021年のワールドマスターズゲームズ2021関西の開催等の機会に海外から訪れる人々に対し、その後の観光につながるよう、奈良の魅力積極的にPRします。
- 本県におけるスポーツイベント等への海外からの参加者の増加を図るため、イベントや奈良の魅力を海外へ積極的に発信します。

### ⑤ サイクリングなど周遊型観光ルート・スポットの活用

- 市町村と連携して、ウォーキング、ランニング、サイクリング等、周遊型の観光ルートやスポットを広くPRしていくとともに、サイクリングマップ等の普及・活用を進め、魅力を広く発信していきます。



▲Kobo Trail ～弘法大師の道～



▲ヒルクライム大台ヶ原



▲京都・奈良・和歌山が連携した「京奈和自転車道」

## 2. 東京オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツによる国際交流の促進

### 目 標

2019年のラグビーワールドカップ2019、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地招致、強化合宿の受入や、2021年のワールドマスターズゲームズ2021関西の開催等を契機とした、継続的な国際交流を促進します。

### 現状と課題

- 我が国では、2019年のラグビーワールドカップ2019、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2021年のワールドマスターズゲームズ2021関西など、国際競技大会の開催が予定されています。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける事前キャンプ地の招致や参加国・地域との交流事業などを担うため、平成30年2月末現在、「ホストタウン」として県内から奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市が国に登録しています。
- また、県内の競技施設、宿泊施設をまとめた外国語パンフレットを作成するなど、本県の魅力を発信し、事前キャンプ地の招致にも取り組んでいます。
- これらの国際競技大会の開催を契機に、事前キャンプ地の招致、強化合宿の継続的な受入等により、継続的な国際交流が期待されます。
- スポーツを通じた国際交流は、スポーツの普及・発展に寄与することはもとより、諸外国との相互理解と友好交流の促進に大きな役割を果たします。



▲香港水泳チーム 知事表敬訪問



▲海外向けキャンプ地招致パンフレット

### 施策の体系

#### (1) キャンプ地招致等

①国際競技大会の事前キャンプや強化合宿の継続的な受入

#### (2) キャンプ地招致等によるスポーツ振興と交流促進

①スポーツ交流等を通じた県内ジュニア選手の育成

②スポーツ交流等を通じた友好交流の促進

③マスメディア、ソーシャルメディア(SNSなど)を活用した奈良の魅力発信



(1) キャンプ地招致等

① 国際競技大会の事前キャンプや強化合宿の継続的な受入

- ・ 2019年のラグビーワールドカップ2019や2020年の東京オリンピック・パラリンピックなどの国際競技大会の事前キャンプや、強化合宿の受入等により、世界で活躍するトップアスリートと地域住民の交流による地域の一体感を醸成するほか、ボランティアとしてスポーツイベントを「支える」など、地域の活性化が期待されます。
- ・ このような国際競技大会の事前キャンプ地の招致や強化合宿の継続的な受入に向けて、本県の魅力を国内外の競技団体やスポーツ関係者にPRし、市町村と一体となって招致活動を進めます。



▲▼オーストラリア女子サッカーチーム  
リオデジャネイロオリンピック  
アジア最終予選事前キャンプ



(2) キャンプ地招致等によるスポーツ振興と交流促進

① スポーツ交流等を通じた県内ジュニア選手の育成

- ・ 小学生や中学生、高校生などのジュニア選手によるスポーツを通じた国際交流等を進め、グローバル社会に対応できる人材育成を図ります。



▲▼陝西省との青少年スポーツ交流事業

② スポーツ交流等を通じた友好交流の促進

- ・ スポーツには、言葉の壁を越えて交流できるという力があります。キャンプ地招致等を通じて、スポーツにより国際的な友好交流を広げていきます。また、県と友好提携を締結している陝西省（中華人民共和国）、忠清南道（大韓民国）、ベルン州（スイス連邦）をはじめ、県内各市町村と姉妹都市提携又は友好都市提携を締結している15都市等とは、スポーツ交流を通じて友好交流をさらに深めていきます。



③ マスメディア、ソーシャルメディア(SNS など)を活用した奈良の魅力発信

- ・ ホームページやパンフレットによる他、キャンプに来た海外選手や関係者等による口コミやSNSなどを通じて、奈良の魅力を全国、海外へと発信します。



# 資料編

1. 奈良県スポーツ推進審議会委員	1
2. 計画策定経緯	2
3. 奈良県スポーツ推進審議会 概要	3
4. 奈良県スポーツ推進審議会条例	4
5. 「奈良県スポーツ推進計画」に対する意見の募集概要	5
6. スポーツ基本法（抄）	6
7. 第2期スポーツ基本計画の概要	14
8. 奈良県スポーツ推進計画における指標	19
9. （参考）なら健康長寿基本計画の関連計画（イメージ図）	20

## 1. 奈良県スポーツ推進審議会委員

(任期:平成29年3月1日～平成31年2月28日)

(敬称略、五十音順、H30.3.1時点(元委員の所属等は在職時のもの))

	役職等	氏名	所属等
1	委員	アサハラ ノブハル 朝原 宣治	大阪ガス株式会社 近畿圏部地域活力創造チーム マネージャー アスリートネットワーク 副理事長
2	委員	カドタニ ケイチロウ 角谷 喜一郎	野迫川村長 (任期:H29.3.1～H29.8.9)
		イトウ カズヨシ 伊藤 収宣	御杖村長 (任期:H29.8.10～H31.2.28)
3	会長	サタマ ハルオ 佐久間 春夫	立命館大学 教授
4	委員	タナカ ヤスヒト 田中 康仁	奈良県立医科大学 教授 整形外科部長
5	委員	チバ スズ 千葉 すず	バルセロナ・アトランタ五輪 水泳日本代表選手
6	委員	チョウマ バヤシ トシオ 蝶間林 利男	横浜国立大学 名誉教授
7	委員	ナミカワ ケン 並河 健	天理市長
8	副会長	ネギ シンジ 根木 慎志	日本パラリンピアンズ協会 副会長
9	委員	フウニシ タツオ 福西 達男	特定非営利活動法人ポルベニルカシハラスポーツクラブ 理事長
10	委員	マスマト タケン 増本 岳	カープスジャパン株式会社 代表取締役会長兼CEO
11	委員	マツタ ナオキ 松下 直樹	アシックスジャパン株式会社 取締役統括部長
12	委員	マツナガ ケイコ 松永 敬子	龍谷大学 教授
13	委員	ミヤウチ ヨシズミ 宮内 義純	奈良県総合リハビリテーションセンター 院長 奈良県障がい者スポーツ協会 会長
14	委員	ミヤモト ジロウ 宮本 次郎	奈良県議会議員 文教くらし委員長 (任期:H29.3.1～H29.8.3)
		ナカムラ アキラ 中村 昭	奈良県議会議員 文教くらし委員長 (任期:H29.8.4～H31.2.28)
15	委員	ヤマグチ ヤスオ 山口 泰雄	神戸大学大学院 教授

## 2. 計画策定経緯

年度	月	
H28	3月	第1回 審議会 (3/24)
H29	4月	◎奈良県の現状説明 ◎計画の改定に向けた基本的考え方の説明
	5月	
	6月	
	7月	奈良県・市町村スポーツ推進協議会における検討(7/11)
	8月	○庁内会議における検討 骨子案
	9月	第2回 審議会 (9/7) 骨子案の了承を得る
	10月	○庁内会議における検討 計画案
	11月	
	12月	第3回 審議会 (12/20) 計画案の了承を得る
	1月	パブリックコメント ○意見募集期間 1月17日～2月16日 ○意見 15件
	2月	
		3月
H30	4月	

関係部局等  
意見聴取



### 3. 奈良県スポーツ推進審議会 概要

#### ○ 平成28年度 第1回定例会

日 時	平成29年3月24日（金）10:00～12:00
場 所	奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所4階「中ホール」
出席委員数	12名
県出席者	くらし創造部長、くらし創造部次長 関係各課長等、事務局（スポーツ振興課）
議 題	○「奈良県スポーツ推進計画」の中間見直しについて ○意見交換その他
概 要	計画の中間見直しに向けた基本的考え方の説明等

#### ○ 平成29年度 第1回定例会

日 時	平成29年9月7日（木）10:00～12:00
場 所	奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所地階「AB会議室」
出席委員数	9名
県出席者	くらし創造部長、くらし創造部次長 関係各課長等、事務局（スポーツ振興課）
議 題	○「奈良県スポーツ推進計画」の中間見直しについて ○意見交換その他
概 要	奈良県スポーツ推進計画骨子案についての上承等

#### ○ 平成29年度 第2回定例会

日 時	平成29年12月20日（水）13:30～15:30
場 所	奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所地階「AB会議室」
出席委員数	8名
県出席者	副知事、くらし創造部長、くらし創造部次長 関係各課長等、事務局（スポーツ振興課）
議 題	○「奈良県スポーツ推進計画」の中間見直しについて ○意見交換その他
概 要	奈良県スポーツ推進計画（案）についての上承等

## 4. 奈良県スポーツ推進審議会条例

### ○奈良県スポーツ推進審議会条例

昭和37年3月奈良県条例第49号

(設置)

**第一条** スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定数)

**第二条** 審議会の委員は、15人とする。

(会長及び副会長)

**第三条** 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(任期)

**第四条** 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は、再任されることができる。

(会議)

**第五条** 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

**第六条** 審議会の庶務は、くらし創造部において行う。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

#### 附 則 (略)

#### 附 則(平成23年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 5. 「奈良県スポーツ推進計画」に対する意見の募集概要

奈良県スポーツ推進計画案について、県民から意見を受け、計画策定の参考とするため、計画案を公表し、意見募集（パブリックコメント）を実施

### 1 意見募集対象

「奈良県スポーツ推進計画」（案）

### 2 公表した計画案等

- (1) 奈良県スポーツ推進計画の概要案
- (2) 奈良県スポーツ推進計画案

### 3 公表の方法

次の方法で計画案等を公表

#### (1) インターネット

募集案内、計画案等について、奈良県くらし創造部スポーツ振興課ホームページに掲載

#### (2) 閲覧

(1) の資料を次の場所で閲覧できるよう備置き

ア 県政情報センター（県庁東棟 1 階県民ホール）

イ 県民お役立ち情報コーナー（県内 4 箇所）

① 県立図書情報館

② 奈良県産業会館

③ 橿原総合庁舎

④ 吉野町中央公民館

### 4 募集期間

平成 30 年 1 月 17 日（水）～同年 2 月 16 日（木）

### 5 募集結果

計画案及び概要案について、12 名から 15 件の意見提出があり、その概要は次の通り

(1) 募集段階で計画に反映済みのもの 9 件

(2) 施策を実施する際又は検討する際に反映させるもの 6 件



## 6. スポーツ基本法（抄）

平成23年法律第78号

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵かん養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

### 第三条 略

(地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

**第五条** スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、ス

スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

**第六条** 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

**第七条** 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

## 第八条 略

### 第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

**第九条** 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和三十二年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

**第十条** 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

### 第三章 基本的施策

#### 第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等



(指導者等の養成等)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

**第十三条** 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

**第十五条** 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

**第十六条** 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査

研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

**第十八条** 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

**第二十条** 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

#### 第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

**第二十二条** 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体カテスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### 第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

**第二十五条** 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

**第二十六条** 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

**第二十七条** 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する



外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

- 2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

**第二十八条** 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

**第二十九条** 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

**第三十条** 略

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

**第三十一条** 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

**第三十二条** 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。**第五章 国の補助等**

（国の補助）

**第三十三条** 略

（地方公共団体の補助）

**第三十四条** 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経

費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

**第三十五条** 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

#### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成23年政令第231号で平成23年8月24日から施行)

**第二条** 略

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

## 7. 第2期スポーツ基本計画（概要）

平成29年3月策定

### 第2期スポーツ基本計画 概要

#### 第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって

スポーツ基本法に基づく第2期スポーツ基本計画は、平成29～34年度の5年間に  
おける、スポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針。

スポーツ審議会において審議を行い、平成29年3月1日に答申をとりまとめ。こ  
の答申を踏まえ、第2期スポーツ基本計画を策定。

第2期計画では、第2章で計画の理念を「スポーツの価値」として具体化。

第3章で施策体系を大括り化し（4つの政策目標）、数値目標を8から20に増加。

#### 第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ～

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全て  
の人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝く  
ことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

##### 1 スポーツで「人生」が変わる！

スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できる。

スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものに  
できる。

##### 2 スポーツで「社会」を変える！

スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与で  
きる。

スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

##### 3 スポーツで「世界」とつながる！

スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーン  
でフェアな世界」の実現に貢献できる。

##### 4 スポーツで「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポー  
ツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピ  
ックムーブメントを推進。

本計画期間においては、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野と  
の連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。



## 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

### 1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、 そのための人材育成・場の充実

#### 【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

※スポーツ実施率：週1以上が42.5（障害者19.2）%、週3以上が19.7（障害者9.3）%

#### （1）スポーツ参画人口の拡大

##### ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- ・スポーツの楽しみ方等を示す「ガイドライン」の策定・普及
- ・新たなスポーツや高齢者が取り組める「スポーツプログラム」の策定・普及

##### ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上

（スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を増加（58.7%→80%）、スポーツが嫌い・やや嫌いである中学生を半減（16.4%→8%）、子供の体力を昭和60年頃の水準に）

- ・学習指導要領の改訂や全国的な体力調査等を通じた体育・保健体育の授業等の改善
- ・教員の研修、施設の整備等を通じた武道の指導の充実
- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定
- ・学校体育活動中の重大事故を限りなくゼロにするという認識の下での事故防止の取組の推進

##### ③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

（成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目指す）

- ・ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりと民間事業者における「健康経営」の促進
- ・女性がスポーツに参画しやすい環境整備、障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組の推進
- ・スポーツと食、エンターテインメント等他分野との融合やITの活用による魅力向上

#### （2）スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

##### ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

- ・スポーツに関わる人材の数や属性の特徴などの全体像の明確化
- ・アスリートの雇用促進や地域での指導機会の拡大等によるキャリア形成の支援
- ・指導者養成のモデル・コア・カリキュラムの大学等への普及
- ・専門スタッフ、審判員、ボランティア等の育成・確保

##### ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実

- ・総合型クラブの登録・認証等の制度と中間支援組織の整備（47都道府県）



- ・ P D C A サイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加 (37.9%→70%)
- ・ 地域課題解決に向けた取組を行う総合型クラブの増加 (18.4%→25%)
- ③ **スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保**
  - ・ ストックの適正化に関するガイドラインの活用促進
  - ・ 学校体育施設の開放の在り方に関する手引きを策定し施設を有効活用
  - ・ キャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペース等の有効活用の促進
- ④ **大学スポーツの振興**
  - ・ 大学においてスポーツ分野を統括する部局の設置促進, アドミニストレーターの配置促進 (100 大学)
  - ・ 大学横断的・競技横断的統括組織 (日本版 N C A A) の創設を支援

## 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

### 【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

### (1) スポーツを通じた共生社会等の実現

#### ① 障害者スポーツの振興等

(障害者の週1回のスポーツ実施率：成人 19.2%→40%，7～19歳 31.5%→50%)

- ・ 地方公共団体等において障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備
- ・ 障害のある人とない人が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションの推進
- ・ スポーツ施設のバリアフリー化，不当な差別的取扱いの防止による利用促進
- ・ 全ての特別支援学校が地域の障害スポーツの拠点となることの支援
- ・ 総合型クラブへの障害者の参加促進 (40%→50%)
- ・ 障害者スポーツ指導者の養成の拡充 (2.2万人→3万人)
- ・ 活動する場がない障害者スポーツ指導者を半減 (13.7%→7%)
- ・ 障害者スポーツの理解促進により，直接観戦経験者を増加 (4.7%→20%)
- ・ 全ての学校種の教員に対する理解促進，学校における障害児のスポーツ環境の充実

#### ② スポーツを通じた健康増進

- ・ スポーツによる健康寿命の延伸の効果について，エビデンスの収集・整理・情報発信
- ・ 効果的な「スポーツプログラム」や「ガイドライン」の策定・普及
- ・ スポーツ事故等の情報収集，安全確保に向けた方策のとりまとめ，普及・啓発
- ・ 被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援

#### ③ スポーツを通じた女性の活躍促進

- ・ 女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題の整理
- ・ 女性指導者増加に取り組むとともに，スポーツ団体における女性登用を促進
- ・ 女性トップアスリートについて女性特有の課題に対応した医・科学支援の実施

## (2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

### ① スポーツの成長産業化

(スポーツ市場規模 5.5 兆円を 2020 年に 10 兆円, 2025 年に 15 兆円へ拡大)

- ・スポーツの成長産業化, 地域活性化の基盤としてのスタジアム・アリーナの実現
- ・各種スポーツ団体等と連携した新たなビジネスモデルの開発支援
- ・スポーツ経営人材の育成・活用, スポーツ団体におけるビジネス手法, ITの活用

### ② スポーツを通じた地域活性化

- ・スポーツツーリズムの推進 (スポーツ目的の訪日外国人数を 138 万人→250 万人, スポーツツーリズム関連消費額を 2,204 億円→3,800 億円)
- ・地域スポーツコミッションの設置促進 (56→170), 地域コミュニティの維持・再生
- ・オリンピック・パラリンピック教育やホストタウンの推進

## (3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展

- ・国際競技団体等における役員数の増加 (25 人→35 人) や政府間会合への積極的な参加等を通じて国際スポーツ界の意思決定に参画
- ・スポーツ・フォー・トゥモローによりスポーツの価値を 100 カ国以上 1,000 万人以上に広げる
- ・諸外国におけるスポーツ情報を戦略的に収集・分析, スポーツ団体等における国際業務の体制強化
- ・ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京大会について, 政府の基本方針に基づき円滑な開催を支援, ワールドマスターズゲームズ 2021 関西等に協力

## 3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

### 【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう, 各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会 (JOC) 及び日本パラリンピック委員会 (JPC) の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ, 我が国のトップアスリートが, オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

### ① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

- ・中央競技団体は中長期の強化戦略を実践し, JSC, JOC 及び JPC は中央競技団体の強化戦略を多面的に支援。国は, ここで得た知見をターゲットスポーツの指定に活用
- ・ナショナルコーチやサポートスタッフの配置と資質向上, 世界トップレベルのコーチの育成

### ② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

- ・地域ネットワークを活用したアスリートの発掘や種目転向の支援
- ・将来メダルの獲得可能性のある競技やアスリートをターゲットとした集中的な強化



- ・国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進
- ③ **スポーツ医・科学，技術開発，情報等による多面的で高度な支援の充実**
  - ・ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンスセンター」の機能強化
  - ・トップアスリートに対してスポーツ医・科学，情報等を活用し多方面から支援
- ④ **トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実**
  - ・ナショナルトレーニングセンター中核拠点の拡充棟を2020年の約1年前までに整備し，オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現
  - ・ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の活用

#### 4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

##### 【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて，クリーンでフェアなスポーツ（スポーツ・インテグリティ）の推進に一体的に取り組むことを通じて，スポーツの価値の一層の向上を目指す。

- ① **コンプライアンスの徹底，スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進**
  - ・全てのアスリート等が主体的に取り組むことができる教育研修の推進
  - ・スポーツ団体の組織運営をモニタリング・評価し，必要な助言・支援を実施
  - ・スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等により，全てのスポーツ団体におけるスポーツに関する紛争解決の仕組みの整備を促進
- ② **ドーピング防止活動の推進**
  - ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けてドーピング検査員の育成をはじめ必要な体制の整備
  - ・ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みの構築
  - ・アスリートやサポートスタッフ，医師や薬剤師等に対する教育と，国際的なドーピング防止活動への貢献

#### 第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画の広報活動の推進。SNSをはじめ多様なメディアを活用し国民に直接発信。大きな潜在力にふさわしいスポーツ関連予算の更なる強化はスポーツ関係者の総意。併せて，予算の効率的・効果的な活用と，スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底。

スポーツ振興投票制度（toto）等を活用，スポーツに対する寄附や投資を活性化。計画の進捗状況をスポーツ審議会等において定期的に検証。検証プロセスを公開し，検証結果を次期スポーツ基本計画の策定における改善に反映。

## 8. 奈良県スポーツ推進計画における指標

## 奈良県スポーツ推進計画における指標

## 【基本目標を実現するための参考指標】

指標	当初計画時 (平成24年度)	現状 (平成28年度)	目標 (平成34年度)	出典	摘要
1日合計30分以上の運動・スポーツを週2日以上実施している人の割合	35%(H23)	44% [43%]	50% [45%]	なら健康長寿基礎調査 (奈良県)	当初計画時の平成29年度目標43%を達成、平成34年度目標を50%に上方修正。
1年間にスポーツをしない人の割合	—	40.8%(H29)	30.0%	県民アンケート (奈良県)	スポーツ無関心層への呼びかけ等により、平成34年度までの5年間で約10%減らすことを目指す。

## I. ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進

## 1 だれもがスポーツに親しめるための地域スポーツの推進

指標	当初計画時 (平成24年度)	現状 (平成28年度)	目標 (平成34年度)	出典	摘要
総合型地域スポーツクラブの 会員数	10,355人	13,814人 [35,000人]	20,000人 [70,000人]	総合型地域スポーツクラブ活動 状況調査(文部科学省)	総合型地域スポーツクラブの活動の充実度を図る指標として、会員数を引き続き設定。また、指定管理などの委託契約を締結でき、活動の幅が広がる法人格を有するクラブの割合を新たに指標として設定。
法人格を有する 総合型地域スポーツクラブの割合	28.6%	41.3%	70%	総合型地域スポーツクラブ活動 状況調査(文部科学省)	
スポーツイベントの参加者数 (総合型交流大会)	1,149人	5,049人 [5,000人]	10,000人 [10,000人]	スポーツ振興課調べ (奈良県)	クラブ間の交流により、活動を活性化させる交流大会への参加者数の増加を引き続き目指す。 (平成29年度中間目標は達成。)
障害者スポーツ大会における 参加者数	1,060人	1,126人 (H29)	1,170人 (H31)	障害福祉課調べ (奈良県)	障害者スポーツの振興、障害者への理解、障害者の社会参加など障害者福祉の増進を目的に開催。障害者福祉計画と整合。
障がい者スポーツ指導員数 (日本障がい者スポーツ協会公認)	223人 (H23)	214人	300人	日本障がい者 スポーツ協会調べ	日本障がい者スポーツ協会が定める研修を修了した者。初級、中級、上級の別があるがそれらの合計数を指標として設定。

## 2 子どもを健やかに育むスポーツの推進

指標	当初計画時 (平成24年度)	現状 (平成28年度)	目標 (平成34年度)	出典	摘要	
1日の総運動時間が 60分以上の割合	小学5年生	45%	41.0% [50%]	全国体力・運動能力、運動習慣 等調査(文部科学省、スポーツ 庁)	平成29年度中間目標を未達成。小学5年生では実施率の低下が見られるが、当初計画から引き続き平成34年度目標の達成を目指す。	
	中学2年生	67%	69.7% [70%]			75% [75%]
子ども体力合計点	小学5年生	男子:54.81点 (54.07点) 女子:55.14点 (54.85点)	男子:53.57点 (53.92点) 女子:55.00点 (55.54点)	全国平均以上	全国体力・運動能力、運動習慣 等調査(文部科学省、スポーツ 庁)	握力、上体起こし回数、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げの8種目点数化して合計点を算出。奈良県教育振興大綱アクションプランと整合し、全国平均以上を目指す。
	中学2年生	男子:40.20点 (42.32点) 女子:46.48点 (48.72点)	男子:43.11点 (42.13点) 女子:49.51点 (49.56点)	全国平均以上		

## 3 県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進

指標	当初計画時 (平成24年度)	現状 (平成28年度)	目標 (平成34年度)	出典	摘要
スポーツ指導者 (日体協公認)	2,751人	2,203人 [3,000人]	4,000人 [4,000人]	日本体育協会調べ	スポーツ医・科学の知識を活かし、「安全に、正しく、楽しく」指導できるよう日本体育協会が定める講習を受け、検定試験に合格した者。競技別指導者、フィットネス指導者、メディカルコンディショニング、マネジメントの各専門別の資格がある。
国体の総合成績	35位	19位(H29) [30位台前半]	20位台定着 [20位台]	スポーツ振興課調べ (奈良県)	天皇杯(男女総合)の順位を指標として引き続き設定。平成29年度には19位となり、今後は20位台の定着を目指す。
プロスポーツ等の試合数 (有料観戦)	5試合	51試合 [30試合]	60試合 [60試合]	スポーツ振興課調べ (奈良県)	県内で開催されるプロスポーツ及びトップレベルの有料観戦試合数。平成34年度で60試合開催を引き続き目指す。
全国大会1位の奈良県選手 の人数・団体数	—	54件	80件	スポーツ振興課調べ (奈良県)	中体連、高体連や中央競技団体の大会に加え、教職員や警察などの職域等の全国大会も含む。今後5年間で約50%増を目指す。

## 4 スポーツ施設の整備・活用

指標	当初計画時 (平成24年度)	現状 (平成28年度)	目標 (平成34年度)	出典	摘要
橿原公苑年間利用者数	301,330人	308,893人	330,000人	橿原公苑調べ (奈良県)	体育館やプール、会議室など、申し込みの上利用する人数。散歩などの自由利用は含まない。今後5年間で約10%の増加を目指す。
まほろば健康パーク年間利用者数	—	303,290人	330,000人	公園緑地課調べ (奈良県)	

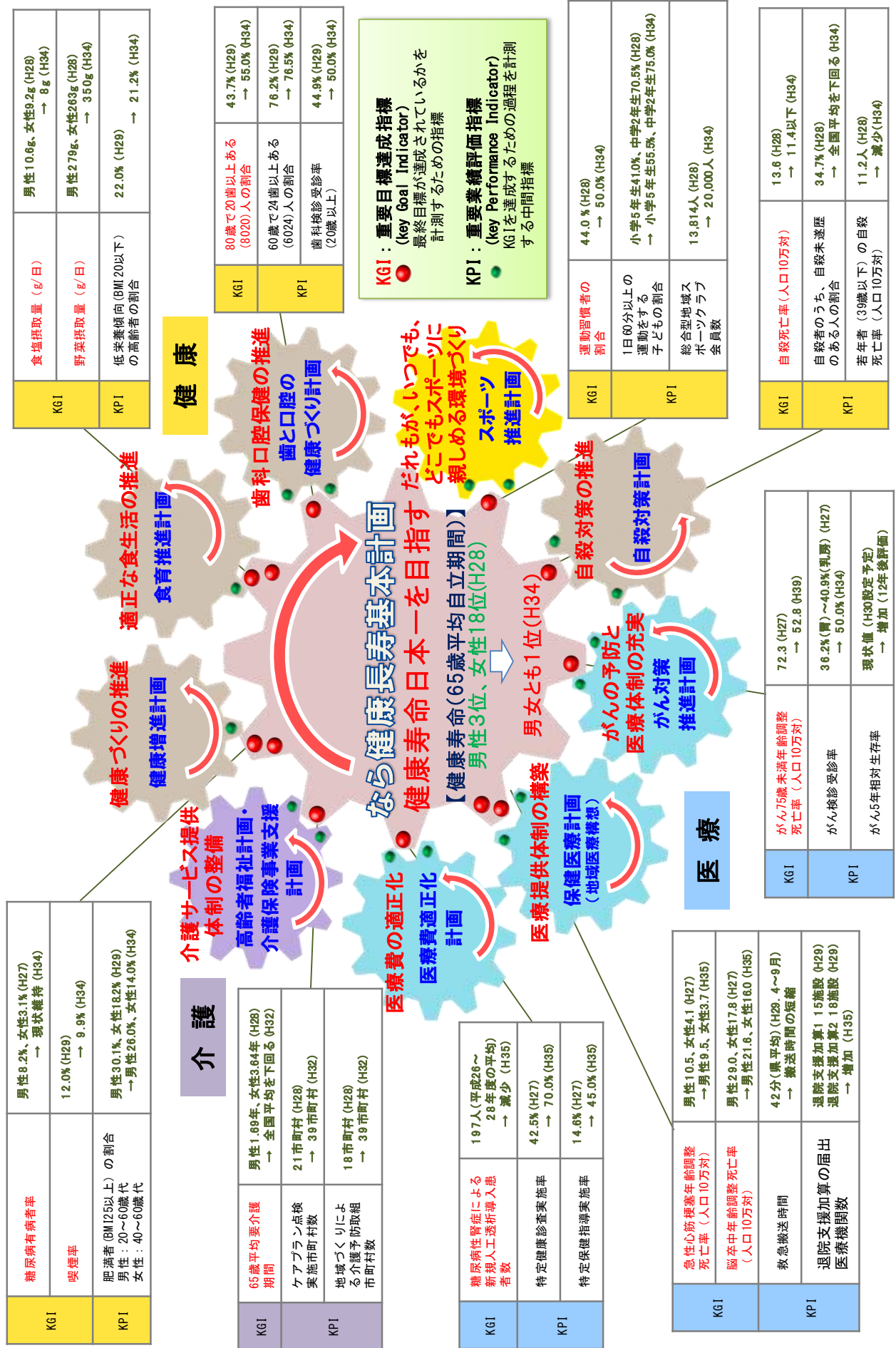
## II. スポーツを通じた地域振興

## 1 スポーツによる地域のにぎわいづくり

指標	当初計画時 (平成24年度)	現状 (平成28年度)	目標 (平成34年度)	出典	摘要
スポーツ合宿でスイムピア奈良を利用する人数	—	2,179人 (H27)	3,000人	スポーツ振興課調べ (奈良県)	県外、国外からの複数日団体利用人数を計上。平成34年度までに3,000人を目指す。



9. (参考) なら健康長寿基本計画の関連計画 (イメージ図)



**奈良県くらし創造部 スポーツ振興課**

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-5421

FAX 0742-23-7105